令和８年度沖縄県こどもの意見表明支援センター
業務委託に係る企画提案仕様書

本業務については、以下に基づき実施するものとする。

１　事業名

令和８年度沖縄県こどもの意見表明支援センター業務委託

２　事業目的

沖縄県では、全てのこどもがその権利を尊重され、現在及び将来において幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を推進するため、令和８年７月に「沖縄県こどもの権利条例（令和８年沖縄県条例第 41 号）」（以下「条例」という。）を制定した。

本業務は、当該条例に基づき、こどもの権利に関する相談の受付、こどもの権利擁護委員会の調査業務に係る補助及びこどもに関わる者に対するこどもの意見表明に関する研修業務を一体的に担う「沖縄県こどもの意見表明支援センター」を運営するものである。

３　契約期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

４　委託料上限額

9,555,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

５　業務内容

受託者は、条例、関係法令及び本事業趣旨を十分に理解し、全てのこどもが権利の主体として尊重されるよう、県と十分に協議しながら以下の業務を行うこと。

（１） こどもの権利に関する相談対応業務

① 相談業務

こども、その保護者及び教員等こどもの関係者からのこどもの権利に関する相談受付、課題把握及び整理、適切な助言を行うこと。

ア　相談期間…令和９年２月１日から令和９年３月 31 日とする。

イ　受付日時…受付曜日は、土曜日又は日曜日のいずれか１日と、月曜日か

ら金曜日までの間で２日、計３日とする（国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年１月３日までの日及び６月 23 日慰霊の日は除く。）

受付時間は、13：00 から 20：00 とする。なお、令和８年度中は施行運用期間とし、受付日時は県と協議のうえ変更することができる。

ウ　対　　象…こどもはおおむね 19 歳未満の者を想定しているが、19 歳以上であっても、心身の発達の過程にある者であれば、柔軟に対応すること。

エ　手　　法…電話、メール、手紙、対面（オンライン面談含む）とする。なお、その他の手法を追加提案しても差し支えない。

オ　場　　所…沖縄県こどもの意見表明支援センター（以下「センター」という。）として、県内公共施設若しくは民間商業施設等一室（又は一画）を賃借して実施すること。なお、設置場所が確定するまでの間、暫定的な場所を選定して実施することも可とする。

② 相談体制

ア　こどもからの相談業務等に関して、経験や知識を有する者を業務責任者として１名以上配置し、業務の総括及びその他の事務について、十分な執行体制を構築すること。

イ　相談員はセンターに配置すること。

ウ　相談日あたり、１人以上の相談員を配置する体制とすること。

エ　電話の同時接続回線は、１回線以上とする。

オ　業務従事者の交代

業務を実施する上で相談員の資質、能力、態度等に著しく問題があると認められる場合は、県は業務従事者の交代を要請することができる。

カ　業務従事者名簿の提出

契約締結後、業務開始前に業務責任者及び相談員の名簿（資格・相談等の経歴を含む。）を県に提出すること。また、業務委託期間中に、提出した名簿に変更が生じる場合は、事前に変更後の名簿を県に提出すること。なお、実際に配置予定の相談員名簿を企画提案時に示すこと。

キ　研修

こどもの権利及び相談業務に係る研修を相談員全員に受講させること。

ク　本業務委託にスーパーバイザー（ＳＶ）を１名以上配置し、相談業務期間中、適宜助言を受けられる体制とすること。

ケ　こどもへの虐待が疑われる相談を受け付けた場合は、関係法令に基づき児童相談所への通告すること。

コ　生命にかかわる緊急対応が必要な場合は、関係法令に基づき警察への通報を行うこと。なお、ケに係る対応と併せ、緊急時の事務対応フロー及び体制を整備し、県の承認を得ること。

サ　相談対応状況について、翌週の水曜日までに前週の状況を県担当者及び沖縄県こどもの権利擁護委員会へ報告すること。また、緊急対応を行った事案や対応に苦慮している事案、気になる事案については随時報告し、対応方針を検討すること。

※（１）各事項に係る対応は、相談対応件数等に応じて適宜県と協議のうえ、見直すものとする。

（２）こどもの権利擁護委員会補助業務

① 相談者からの調査の求め受理に関すること。（条例第 14 条第１項関係）

② こどもの権利擁護委員会が行う以下業務の補助に関すること。なお、補助業務の実施については、沖縄県こどもの権利擁護コーディネーターを統括に、連携しながら実施すること。

ア　調査（条例第 14 条第２項及び第３項関係）

イ　資料の提出及び説明の求め（条例第 14 条第４項関係）

ウ　実施状況の報告及び意見の提出（条例第 14 条第５条関係）

※（２）に係る業務にあたっては、３名以上の体制とすること（相談員と兼務可とする。）

※その他、業務の具体的な内容は、県と協議のうえ決定する。

（３）こどもの意見表明支援研修業務

① 条例、こどもの意見表明に関する研修を実施すること。

② 研修は離島２か所、本島内３か所の圏域に分けて、最低５回（各 30 名以上）実施すること。

③ 対象は、公民館、児童館、こどもの居場所、児童福祉関連施設、学校等に勤務する、こどもに直接接する職務を担う大人とする。

④ ②とは別に、行政職員向けの研修を１回以上実施すること。

※研修の具体的な内容は、県と協議のうえ決定する。

※（３）に係る業務は、令和９年度より開始する予定のため、令和９年度及び令和 10 年度の２年度分を提案すること。

（４） 事業の効果的な実施に資する自主提案

（１）～（３）の業務に関連し、事業の効果的な実施に資する取組を提案すること。

６　費用の積算

積算の費目については、以下の内容で積算すること。

⑴　直接人件費

①　人件費

⑵　直接経費

① 旅　費

② 報償費（謝金等）

③ 印刷製本費

④ 需用費

⑤ 役務費

⑥ 賃借料（センター設置、研修会場賃借料等）

⑦ 役務費

⑧ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

⑶　再委託費

⑷　一般管理費（上記⑴及び⑵の合計額から⑶を除いた、10％以内とする。）

⑸　消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する。）

※　本委託業務に関する経費は 9,555,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。

※　各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※　人件費については、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切に設定すること。

※　契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書のなかでその内容がわかるように記載すること。

※　事業の実施に当たり使用する可能性のある備品（沖縄県財務規則第 153 条第１

項第２号）については、賃借料の範囲（リース等）又は消耗品（沖縄県財務規則第 153 条第１項第５号）で対応するものとする。

◆沖縄県財務規則第 153 条第１項　（抄）

⑵　備品　形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が 10 万円以上のものをいう。

⑸　消耗品　一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が 10 万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が１万円に満たないものをいう。

７　再委託の制限

（１）　一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

ア　契約金額の 50 ％を超える業務

イ　企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

（２）　再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（３）　再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、または請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請負わせるときはこの限りでない。

＜その他、簡易な業務＞

ア　資料の収集・整理

イ　複写・印刷・製本

ウ　原稿・データの入力及び集計

８　著作権等の帰属

（１）　本契約に基づく成果物の所有権は、沖縄県へ成果物の引き渡しが完了したときに沖縄県に移転するものとする。

（２）　本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって沖縄県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（３）　当該業務委託により製作されたイラスト等の版権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとし、こどもの権利に関して普及啓発するに当たって、沖縄県が認めた者にも「２事業目的」に記載する目的の範囲で使用させることができるものとする。また、沖縄県は「２事業目的」に記載する目的の範囲において、契約期間を超えて成果物を使用することができるものとする。

（４）　本委託事業に当たり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

９　その他留意事項

（１）　受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。

（２）　委託者から本業務の実施状況等に関する報告を求められた場合は、その都度報告すること。

（３）　本事業を実施するに当たっては、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じるものとする。

（４）　個人情報の管理については、児童福祉法第 34 条の７の２第５項、個人情報保護法、その他関係法令及び契約書別記「個人情報取扱特記事項」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。